

令和 7 年

7 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年7月14日（月） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（28名）

1 番	莊司 太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高 祐二郎	委員	8 番	五十嵐 弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木 浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦 ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員				21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木 治人	委員	24 番	伊與田 明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

20 番 阿部 香美 委員

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤 千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤 敏夫	主事	水島 直哉	専門員	佐藤 久志
調整主任	小松 文緒	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について

7 議 事

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年7月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、20番、阿部香美委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、18番、三浦ひとみ委員、19番、佐藤利篤委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

それでは、本日の報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について29件、2、農地法第4条届出書の受理について1件、3、農地法第5条届出書の受理について1件、4、農地の現況等に係る照会に対する回答について5件、以上36件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、19ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、最初に酒田38番、所有権移転。広野の畑1筆、東京都足立区の〇〇さん、千葉県柏市の〇〇さん、長野県茅野市の〇〇さんから広野の〇〇さんへ。申請事由は、その他で贈与となっております。

酒田39番、所有権移転。坂野辺新田の畑1筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。申請事由はその他贈与となっております。

続いて、20ページ目をご覧ください。

酒田40番、賃貸借で、生石、安田の田んぼ6筆、藤塚の〇〇さんから岡島田の〇〇さんへ。申請事由、相手方の要望、10アール当たり1万円で、賃貸借期間は10年、合計金額が17万9,460円となっております。

酒田41番、賃貸借で熊野田の田んぼ4筆、熊野田の〇〇さんから同じく熊野田の〇〇さんへ。相手方の要望、10アール当たり1万円で、賃貸借期間は10年、合計金額が6万550円となっております。

続きまして、酒田42番、賃貸借。生石の田んぼ5筆。生石の〇〇さんから生石の〇〇さんへ。相手方の要望、10アール当たり1万円で10年の契約となっており、合計金額が4万8,668円となっております。

続いて、受け人が同じ方になり関連となりますが、酒田43番、賃貸借。生石の田んぼ5筆、幸町一丁目の〇〇さんから、生石の〇〇さんへ。相手方の要望、10アール当たり1万円で、賃貸借期間は10年、7万6,580円となっております。

続きまして、酒田44番、こちらは酒田50番まで関連となっております。

酒田44番、所有権移転。浜中字新林の畑12筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望。

こちらは別紙資料1ページ目をご覧ください。

酒田44番、10アール当たりの金額17万5,400円、合計金額178万4,300円となっております。

22ページ目をご覧ください。

酒田45番、所有権移転。浜中字新林、畑1筆。高見台一丁目の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望。

こちらにも別紙資料の酒田45番、1ページ目をご覧ください。

10アール当たりの金額が20万円、合計金額が119万8,000円となっております。

続きまして、酒田46番、所有権移転。浜中の畑2筆、末広町の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望。

別紙資料1ページをご覧ください。

酒田46番、10アール当たりの金額が6万8,600円、合計金額が25万円となっております。

続きまして、酒田47番、賃貸借で浜中の畑1筆。布目の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望、こちらは10アール当たり3,000円で2年の賃貸借、6,168円と合計金額となっております。

続きまして、酒田48番、賃貸借。浜中の畑7筆。浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望、10アール当たり3,000円、賃貸借期間は3年、合計金額が3万7,704円となっております。

酒田49番、賃貸借で浜中の畑1筆。浜中の〇〇さんから、坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望、こちらは10アール当たり3,000円となっております、3年の賃貸借。合計金額が1万8,366円となっております。

酒田50番、賃貸借で黒森の畑1筆。黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望、こちらは10アール当たり3,000円となっております、5年の賃貸借で合計金額8,667円となっております。

3条につきましては以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

7月7日に第3班による農地調査委員会を行っております。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前でございますが、3条許可申請の案件ですので現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時50分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

尾形委員。

○13番 尾形大介委員

13番、尾形です。

3条の酒田44番から50番までの〇〇さんなんですけれども、最近ちょっと急激に面積が増えているようなので、営農のほうは大丈夫なんでしょうか。

○齋藤 均 議長

地元農業委員、お願いします。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

取りあえず作付自体は、ネギのほうは作付はしているようなんですけれども、ちょっと急に広げて

不安なところがあるので、これから注意して見ていきたいと思います。

○齋藤 均 議長
尾形委員、よろしいでしょうか。

○13番 尾形大介委員
はい。

○齋藤 均 議長
ほかに何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第29号については、許可決定といたします。
続きまして、議第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長
議第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細についてご説明いたします。

○齋藤係長
続きまして、議案の24ページ目をご覧ください。
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。
酒田15番となります。坂野辺新田字地続山の畑3筆と山林の9筆で、山林は現況畑の合計12筆、登記簿面積1万2,388平米、実測では8,224平米、十里塚の〇〇さん外2名から、〇〇さんへの賃貸借です。転用理由が山砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用です。採取量は1万1,254立米、最大掘削深は4.4メートルです。
今回の申請者は別紙資料の4ページ目をご覧ください。
こちらにございますとおり、19回の計画10番目の計画となります。
続きまして、別紙資料の2ページ目の図面にお戻りください。
位置図と案内図がございます。場所は袖浦地区の坂野辺新田、黒森小学校から北西に約〇〇キロの畑地になります。赤線にて囲まれた箇所が今回の申請地でございます。
3ページ目の字限図をご覧ください。
こちらの箇所は今回が10回目となり、搬出量については、西側から農道を通り市道に出る計画となっております。
5ページから7ページが現況写真となります。
5ページは、南西側から奥の採取地を撮影したものです。
6ページが、採取地を北西側から撮影したものです。
7ページが、南東側から採取地を撮影したものととなります。
また、スプリンクラーの施設の復旧等は、〇〇さんで対応予定と伺っております。
8ページから10ページは、優良農地造成後の耕作確認書になります。栽培作物は芋、ナス、イチジ

クとなっております。
説明は以上となります。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
酒田15番の砂採取案件については、地元委員の確認の他、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第30号については許可決定といたします。
以上をもちまして、令和7年7月定例総会を閉会いたします。

午前10時 閉会